

使用者の損害賠償義務と労災保険

——損益相殺・賠償者の代位・不当利得制度による使用者減責論の批判——

松 本 克 美

目 次

- 一 問題の所在
- 二 労災保険と損害賠償との損益相殺
- 三 使用者による労災保険給付金の代位取得
- 四 賠償額確定後に給付された労災保険金に対する不当利得返還請求

一 問題の所在

一七万人。我が国において一年間に業務上災害を蒙ったり業務上疾病に罹患した者の数である（一九九四年）。そのうち死亡者は二三〇一人。⁽¹⁾ こうした労災職業病（以下まとめて単に労災と言う）は従来労災が多発してきた危険な鉱山や建設現場、交通運輸業等の職場に限らず、今や「過労死」に顕著なように、あらゆる職種に拡大している。⁽²⁾ 労災の普遍化である。しかも労働過程でのこのような災害疾病が、被災者自身や残された遺族の生活自体を破壊してしまう場合も多い。⁽³⁾ そしてこのような労働過程における個人の生命・身体・健康の侵害を契機とした生活の再生産の阻害

が、その結果においてのみならず原因においても社会自体の再生産を阻害していく現実には我々は眼を向けねばならない。なぜなら社会は各人の労働によって成り立っているのに、その他ならぬ労働によって各人の生活が破壊されていくのだから。かくして労災の事前防止と発生した被害の完全救済は現代日本社会の切実な課題の一つとなっている。さてこのような労災についての我が国における被害者救済のための法制度としては、労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四九号）上の使用者の労災補償責任制度（労基法七五条以下）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五〇号）に基づく保険給付制度、そして民事賠償責任制度（使用者の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任・民法四一五条、不法行為責任・民法七〇九条以下）が存在する。⁽⁴⁾問題はこれら相互の関係である。⁽⁵⁾

このうち労災補償と労災保険、労災補償と損害賠償との関係については労基法上明文の規定があり、それぞれ、労災保険給付がなされた場合には労災補償責任は消滅する旨⁽⁶⁾（労基法八四条一項）、また、使用者が労災補償義務を履行した場合には同一事由については、その価額の限度で損害賠償責任を免れる旨（同条二項）⁽⁷⁾が定められている。

さて労災保険と損害賠償との関係はどうか。⁽⁸⁾いわゆる第三者行為災害の場合（労災の直接の原因が使用者以外の第三者にある場合⁽⁹⁾）には、労災保険法は次のような定めをおいている。すなわち労災保険を給付した政府はその給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し（労災保険法一二条の四第一項）、また逆に、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことがある（同二項）。他方で第三者が加害者でない使用者行為災害の場合には労災保険法は当初労災保険と損害賠償との関係についての明文の規定をおいていず、その解釈は判例・学説に委ねられていた。その結果、判例は、この問題にも労基法八四条二項を類推適用し、労災保険の給付がなされた場合には同一事由については、その価額の限度で使用者は損害賠償責任を免れるとし（大阪高判昭二九・九・二九高民七卷二〇号七八〇頁、東

京高判昭三一・三・二三高民九卷二号九三頁等)、また学説の多数もこのような結論を支持してきた。⁽¹⁰⁾

ところが一九六〇年の労災保険法改正による長期傷病補償給付における年金制導入とともに、⁽¹¹⁾ 労災保険金の年金化は拡大の一途をたどり、⁽¹²⁾ ここに、損害賠償と労災保険の調整問題にも新たな局面が生ずることになった。年金化することにより、被災者側がまだ受給していない労災保険のいわゆる「将来分」の調整問題である。

労災保険と損害賠償とのこの将来分の調整問題につき、最高裁は後述のように、第三者行為災害及び使用者行為災害の双方において、被災者側が労災保険金を現に受領している分については同一項目間での損益相殺を肯定したが、将来分については控除を否定した(後述二(一)参照)。この点については、最高裁を支持する学説もあるが、他方で、これでは将来分についての調整問題が残されたことになるとして「完全調整」の立場から立法的解決を要求する意見やそれに反対し調整を否定する意見も表明された(後述二(二)参照)。その後、一九八〇年の法改正により、この問題については、第一に、使用者は前払い一時金の限度で損害賠償義務の履行の猶予を得ることができ、その間に労災保険給付がなされたときは損害賠償責任を一部免れる、第二に、労働者が使用者から損害賠償を受けたときは、一定の価額の限度で保険給付をしないことができる旨の中間的解決がはかられ現在に至っている。⁽¹³⁾

筆者は、既にいくつかの論稿において、従来の調整問題についての多くの見解が、労災保険と損害賠償とが重複することを前提としているそのこと自体に問題があるとして、これを批判し、完全調整とは正反対の完全併存論を提起してきた。⁽¹⁴⁾ 本稿においては、このような筆者の見解に対する疑問や批判への応接も兼ねつつ、第一にこの問題の出発点である損益相殺による調整の可否、第二に明文上は明らかにされていず裁判で争われた問題として損害賠償を履行した使用者による労災保険金の代位取得の問題、第三に未だ正面から議論されてはいないが、現実の訴訟で問題となっている、控除されなかった将来分の労災保険金を被災者がその後受領した場合に、既に損害賠償債務を履行した使

用者がその労災保険金相当額を不当利得して返還請求できるかという問題を論ずることとする。

なお結論を先取りすれば、これら損益相殺、賠償者の代位、不当利得返還請求による損害賠償と労災保険の「調整」を認めるならば、それは、本来被災者の保護と福祉の増進のために使用者の民事責任の有無とは独自に支給されるべき労災保険金によって、他ならぬ安全配慮義務違反により損害賠償責任を負うべきことが確定した使用者がその損害賠償義務を一部免れ、減責されることを認めることになり、これは妥当な法的解決とは言えないのではないかとというのが本稿の基本的モチーフである。

注

(1) 労働省編『平成七年版労働白書』三九三頁以下参照。それによれば、一九九四(平成六)年における業務上災害による休業四日以上の死傷者は一七万六〇四七人、一九九三(平成五)年における休業四日以上の疾病件数は九六三〇件とされている。従ってこの統計には休業四日未満の労災職業病は含まれていないことや企業ではおうおうにして労災を健康保険で処理したりするいわゆる「労災隠し」が行われること(この点を指摘するものとして我が国の労災民事訴訟のバイオニア的弁護士として活躍を続けている岡村親宜『労災職業病』新日本新書・二六頁以下・一九八二年)、「全貌は闇に埋もれている」と言われるいわゆる外国人の「不法就労者」の労災(五島正規・古谷杉郎『いのちの差別 外国人労働者の労災・医療』社会新書・三〇頁・一九九三年)等があることを考えれば、その実態はさらに深刻なものと考えられよう。

(2) 業務に起因する過労による脳疾患及び心臓疾患について、労災保険を受ける前提としての業務上認定請求件数は、一九八九年から九三年の五年間で実に二七六七件、このうち業務上と認定された件数は四四一件である(岡村親宜「過労死の救済と救済立法論——労働省脳・心臓疾患検討プロジェクト委員会報告批判」労働法律旬報一三五・五二号五六頁表1参照・一九九五年)。これまで過労死につき業務上認定された事例においてその職種は船員、トラックやタクシーの運転手、警備員、消防署職員、旅行添乗員、市役所職員、税務署職員、教師、医者等多岐にわたっている(上記岡村六〇頁の表3参照)。なお過労死については、岡村親宜「過労死と労災補償」(労働旬報社・一九九〇年。本書の書評として拙稿・労働の科学一九九一年一月号五四頁)、川人博『過労

死と企業の責任」(労働旬報社・一九九〇年)、「特集——癌と過労死」季刊労働法一六六号(一九九三年)等参照。筆者もこの問題について小論を書いたことがある(拙稿「さよなら過労死社会——生存権から生活権へ」神奈川大学評論七号八〇頁・一九九〇年)。そこで引用した岡村親宜弁護士談によれば、我が国の過労死の実態は毎年数万人以上、過労死予備軍は数十万人以上と推定されている。

(3) 労災が「被災労働者とその遺家族の人間生活を破壊し、貧困の中へ投げ込んでいる」実態につき、前掲岡村「労災職業病」三二頁以下、我が国最大の職業病の一つであるじん肺についての実態調査からじん肺に罹患した「労働者世帯の生活保護世帯化」を指摘する野沢浩「労働過程の過失と責任」(一九四頁・財団法人労働科学研究所・一九八八年)、じん肺罹患者の家族による手記である武藤ヒサ子・全国じん肺裁判原告団・弁護士編著「涙がこぼれそうで——じん肺患者の妻と子供達の手記」(東研出版・一九八八年等)参照。また過労死はその死に至る前の長時間労働の日常の段階で既に労働者とその家族の生活を或る意味で破壊している点につき、中生加康夫「過労死」と妻たち」(風媒社・一九八九年)参照。

(4) 戦後の労災補償・保険制度の歴史をなす工場法(明治四四年三月二八日公布・法律第四六号・施行は大正五年九月一日)や、労働者災害扶助法(昭和六年四月二日・法律第五四号)、労働者災害扶助責任保険法(同年同日・法律五五号)等については、労働省労働基準局労災補償部編「労災補償行政史」(労働法令協会・一九六一年)の第一編戦前編、中脇晃「労働災害補償法制に関する一考察——戦前編」商学論集四七卷三号、吉田美喜夫「わが国における労災補償の発展」窪田隼人教授還暦記念論文集「労働災害補償法論」一一五頁以下(法律文化社・一九八五年)等参照。戦前の法制度、それらをめぐる諸理論と戦後のそれとの連続と断絶は一つの理論史的検討課題だが、ここではそれに触れる余裕はない。また我が国の民法典ではなぜドイツのように雇傭契約における安全配慮義務(Fürsorgepflicht)が明文で規定されなかったのかという興味深い問題の検討として、白羽祐三「安全配慮義務法理とその背景」(中央大学出版部・一九九四年)。筆者もこれらの問題をかつて修士論文「我が国における安全保護法理の形成と展開」(早稲田大学大学院法学研究科・一九八一年)で検討したが、いずれ更に検討を加え論文として公表する予定である。

(5) この問題についての概観として、西村健一郎「労災補償と損害賠償」二一七頁以下(一粒社・一九八八年)。本書はその主張の当否はともあれ、この問題についての我が国の必読文献である。なお比較法的にみると、我が国のように労災保険制度とは別に、労災補償制度があり、更に使用者に対して労災に関する民事賠償責任が追求できる法制度は極めて特殊なものである。ドイツ、アメリカでは労災保険給付以外に使用者の賠償責任を追求することは認められておらず、フランスでも労災が使用者の許しがたい過

失 (faute inexcusable) がある場合を除き原則として民事責任の追求はできない。イギリスでは労災保険給付と民事賠償責任の併存が認められているが、一九七八年の Pearson 報告は、両者の完全な調整を提言している。またニュージーランドでは一九七二年の事故補償法 (New Zealand Accident Compensation Act 1972) 以来、労災補償は無過失責任に基づく事故補償の一般法に統合され、民事訴権は廃止されている。以上の諸外国での制度の紹介・検討に関する比較的近時の論稿として、西村健一郎「ドイツの労災補償(下)」労働法学研究会報一三二五号三六頁以下(一九八〇年)、同「ドイツ労災保険における事業主等の民事責任」民商法雑誌六八巻一号二三頁以下(一九七三年)、保原喜志夫「フランスの労災補償(2)」労働法学研究会報一三三七号二〇頁以下(一九八〇年)、岩村正彦「労災補償と損害賠償——イギリス法・フランス法との比較法的考察」(東京大学出版会・一九八四年)、林弘子「アメリカにおける労災補償と民事損害賠償(上)」労働法学研究会報一二七九号三九頁以下(一九七九年)、樋口範雄「Collateral Source Rule と日米不法行為法——損害の重複填補の調整あるいは無調整」学習院大学法学部研究年報二〇号(一九八五年)、浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」加藤雅信編著『損害賠償から社会保障へ』(三省堂・一九八九年)等参照。これらの比較法的検討を通じて今後の立法政策論が展開される場合でも、我が国の現行制度間の関係を使用者の損害賠償責任の軽減という方向で位置づけるのか、被害者の完全救済の観点から捉えるのかは、根本的な前提問題と言えよう。本稿はこのような問題の検討を試みるものである。

(6) なお、筆者はかつて「労災保険制度は使用者の労災補償責任を責任保険的にカバーするものとして創設されたため、労災保険給付がなされた場合には、それに相当する労災補償責任は消滅する旨、労基法が明文で定めている」と指摘した(拙稿「車の両輪——民賠と労災保険」労災補償制度問題研究会編『労災があぶない——わたしたちの提言』二三〇頁(東研出版・一九九〇年)。本書の書評として野沢浩・神奈川大学評論七号九三頁・一九九〇年)。これに対して宮島教授は、同書の他の執筆者の論述とともに、この点は「いずれも法の趣旨にそった理解でもなければ理論的でもない」と批判されている(宮島尚史「労災給付論」二三三頁・学習院大学研究叢書20・第一法規・一九九一年)。確かに労災保険制度は労基法上の補償責任の純粹な責任保険として創設されたわけではなく、この点は労災保険給付の受給権者が使用者でなく、被災者やその遺家族である点にも明白に現れている。また、労働省による前掲『労災補償行政史』もこの間の事情を次のように説明している。「この法律の性格については、法案作成の過程において、この法律を労働基準法による使用者の災害補償についての責任保険とするか、又は、労働者を直接対象として労働基準法とは一応別個の労働者保険とするかにつき議論があったが、占領軍当局の示唆もあり、結局、労働者を直接対象とする労働者保

険にすることに決定された。」(同書三〇七頁)。従って、労災保険を安易に責任保険とすることが被災者救済を阻害する法理論となり得る危険性もある中で(完全調整者にはこのような傾向がある)、このように労災保険が労災補償責任の純粹な責任保険でないことを強調するのが宮島教授の趣旨であるとすれば、その限りでは全くその通りであり、筆者も同意見である。しかしにもかかわらず、労災保険制度が「労働基準法とは一応別個」ではあっても、それが結果的に「使用者の労災補償責任を責任保险的にカバーする」性格を有するものとして創設されたことは否定できないのではなからうか。この点を沼田稻次郎は端的に次のように指摘する。「個別資本の脆弱さによって労働者保護の実効が失われる可能性があるので、使用者の補償責任を担保する必要がある。『労働者災害補償保険法』は、そのような使用者の責任保険にはかならない。」(沼田『労働法論上巻』四一頁・法律文化社・一九六〇年)。その他「労災保険法は、当初は労基法の使用者の責任の内容を肩代わりするものとして出発した」という松岡三郎の指摘(同『安全衛生・労災補償 労働基準法Ⅱ』二二頁・ダイヤモンド社・一九八〇年)、労災保険法は、個別使用者の「この労基法上の使用者の法定補償責任を、保険制度を利用することによって集団としての使用者の責任の拡大・徹底をはかる制度として担保し、労災保険法上の給付がおこなわれた場合には、使用者は労基法上の法定補償責任を免れる」とした」という岡村親宜の指摘(水野勝・岡村親宜・畠中信夫『労災・職業病・通勤災害 補償法制と企業責任』一八五頁・総合労働研究所・一九七八年)、「労災保険法を、労基法の災害補償の責任保険的性格と社会保障的性格という二面性を担うものとして、率直に捉える必要性が生じている」とする遠藤昇三教授の指摘(同「労働保険の保険関係」前掲窪田隼人教授選歴記念論文集『労働災害補償法論』一三八頁・法律文化社・一九八五年)等参照。なお使用者の損害賠償責任との関係での労災保険の責任保険的性格については、後述二(三)参照。

(7) これらの規定をめぐる解釈論は、当初は主として戦後の労働法学において労災補償責任の本質論という理論的問題とのかかわりで論じられることになった(吾妻光俊、慶谷淑夫、松岡三郎、窪田隼人、安屋和人等)。そしてこのような労災補償責任の本質論がその後一九六〇年代に発展する使用者の労働契約上の安全保障義務・安全配慮義務違反による民事賠償責任論展開への理論史的契機となるのである(この点につき拙稿「戦後日本における安全配慮義務論の理論史的検討——労災責任論の展開過程とのかかわりを中心に——」(一)(二)(三)早大法研論集二八、四〇、四三三号・一九八六、八七年、とりわけ四〇号二七六頁以下参照)。

なお当初民法学においては、労災補償と損害賠償との関係をめぐる議論は余り行われていない。これは一面で労災補償が市民法である民法に対置される社会法たる労働法上の独自の制度として、或いは民法の過失責任主義とは異なる特別立法に基く無過失責任

の立法として、いわば民法との「断絶」の上に捉えられたことの理論的反映があったと考えられる（この点につき、前掲吉田美喜夫「わが国における労災補償の発展」一二九頁は、「戦後初期の学説では、団結権の法認が実現したことから、災害補償を市民法への批判・修正の上に成立する労働法上の問題と捉える傾向が強かった。また、災害補償を災害のてん補とみる場合も、個別使用者の責任の明確化を意識して、不法行為理論の社会法的な発展段階のものとして捉えられた。」とする）。また労災における使用者の民事責任を追求する訴訟が行われにくかった（過失の立証の困難の他に、使用者を相手取って訴訟をすることの困難、一般的権利意識の問題等。この点については、拙稿「時効規範と安全配慮義務——時効論の新たな胎動——」神奈川法学二五巻二号三六以下・一九八九年参照）等の実践的問題にも起因するものと思われる。

(8) この点についての近時の論稿として前掲西村、宮島の他に、片岡昇「他の制度との調整」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』二八三頁以下（法律文化社・一九八五年）、村田輝夫「損害賠償と労災補償給付の調整」早大法研論集三七号（一九八六年）、宮川博史「労災保険と民事賠償の調整」塩崎勤編『現代民事裁判の課題（8）』九〇七頁以下（新日本法規出版・一九九〇年）、水野勝「労災補償制度の理論的課題——補償と予防の統一的把握の視点から——」学会誌労働法七九号五頁以下（一九九一年）、山田誠一「『重複填補』問題の理論と現実（1）（2）」NBL五〇八、五〇九号（一九九三年）、大場敏彦「労災保険給付と損害賠償」法学志林九〇巻二号（一九九三年）等。なお後掲二注（4）（5）（7）（8）も参照。

(9) なお労災の原因が、労働過程で用いられた器具・施設の欠陥や、その使用方法の誤用等にある場合には、そのような欠陥ある製造品を提供したり、十分な用法の説明を尽くしていなかった製造者や販売者等の責任（すなわち使用者以外の第三者の責任）も問題になるが、そのことから直ちに、そのような欠陥ある製品を労働過程で使わせ或いは十分な安全教育等をしていなかった使用者の安全配慮義務違反（ないし不法行為上の注意義務違反等）の責任が免責・減責されるわけではなからう。この場合の使用者の責任と製造業者等の責任の関係については、拙稿「製造物責任と労働災害——我が国における判決例の分析——」神奈川法学二七巻二・三号一六九頁以下（一九九二年）で若干の検討を行った。

(10) 前掲西村「損害賠償と労災保険」二一九頁。

(11) 一九六〇年の労災保険法改正においては、じん肺等の長期の療養が必要な職業病に罹患した者への長期的な保護の必要性の議論が契機となり、じん肺法等の特別法の成立と同時に、労災保険法自体における一部年金化の導入がはかられ、また労災保険財源に一部国庫負担が導入された。この改正の経緯については、前掲労働省労働基準局労災補償部『労災補償行政史』四六〇頁以下が詳

しい。

(12) このような労災保険法の年金化動向につき、桑原昌宏『労働災害と日本の労働法』（法律文化社・一九七一年）一六八頁以下、中脇晃「労働者災害補償法制に関する一考察——戦後編（一）（二）（三）」福島大学商学論集四八巻四号、四九巻二号、五〇巻三号（一九八〇—八二年）等参照。なお労災保険の年金化と国庫負担導入、適用事業所の拡大等は、我が国の労働法学会にいわゆる「労災保険の社会保障化」論争を激しくまき起こしていくことになる。この点については、荒木誠之『労災補償法の研究——法理と制度の展開』二四三頁以下総合労働研究所・一九八一年）二四三頁以下、高藤昭、西村健一郎「労災補償の社会保障化」恒藤武二編『討論労働法』二九四頁以下、三一頁以下（世界思想社・一九七八年）、山田耕造「労災補償制度の法的性格」沼田稻次郎『本多淳亮』片岡昇編『シンポジウム労働者保護法』一九六頁以下（青林書院・一九八四年）等参照。実はこれらの論争の理論史的前提をなすのが労基法上の労災補償責任の本質論であった（前注7参照）。

(13) 改正後の現行労災保険法六四条は次のように規定する。

「第一項 労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなった時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によってん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

第二項 労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、労働者災害補償保険審議会の議を経て労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受けるべき場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一 年金給付（労働者又はその遺族に対して、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前払一時金給付の最高限度額（当該前払一時金給付の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。）

二 障害補償年金差額一時金及び第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金並びに障害年金差額一時金及び第二十二の四第三項において読み替えて準用する第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族一時金

三 前払一時金給付

なお、一九八〇年の法改正の経緯とそれをめぐる問題点については前掲宮島『労災給付論』第一五章参照。

(14) 拙稿「車の両輪——民賠と労災保険」労災補償制度問題研究会編『労災があぶない——わたしたちの提言』二三〇頁以下（一九九〇年）、同「労災保険と損害賠償の完全併存の実現——『重複控除』論を超えて——」季刊労働法一五八号四九頁以下（一九九一年）、同「使用者の損害賠償債務の履行と労災保険法に基づく保険給付請求権の代位取得」ジュリスト別冊『社会保障法判例百選・第二版』一五〇頁（一九九一年）。なお労災保険の問題ではないが、搭乗者傷害保険条項に基づく死亡保険金の損害賠償額からの控除を否定した最判平七・一・三〇の判例評釈でも、完全併存論の基本的視点を主張した（拙稿・法学教室一九九五年七月号八六頁）。

二 労災保険金と損害賠償の損益相殺の可否

ここでは労災について使用者が負うべき損害賠償からの労災保険金の控除の問題を論ずる。⁽¹⁾

(一) 判例

1 第三者行為災害 後記最高裁判決以前の下級審判決の多数は将来分は非控除とする非控除説にたち、その論拠としては、将来の年金給付の不確定性（福岡高判昭四六・六・二一判時六五三号一一頁）、将来の給付の控除が被災者に分割弁済の不利益を強いることになり、加害者に対する恩典化につながる（東京地判昭四九・二一・一四交民集七巻一号一八四頁）などが挙げられている。また少数ながら存在する控除説の根拠としては、「衡平の原則」（札幌高判昭四六・一・一八判時六二四号四四頁）や「公平の理念」が挙げられている。⁽²⁾

このような中で最高裁は次のように労災保険金の既受領分控除、将来分非控除説を採用した（最高裁昭和五二年五月二七日民集三一巻三号四二七頁）。

「厚生年金法四〇条及び労働者災害補償保険法（昭和四八年法律第八五号による改正前のもの）二〇条は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付又は災害補償をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権はその価額の限度で当然国に移転し、これに反して第三者が先に損害の賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができ、又は災害補償の義務を免れるものと定め、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付又は災害補償の義務とが、相互補完の關係にあり、同一事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしている。

そして、右のように政府が保険給付又は災害補償をしたことによって、受給権者の第三者に損害賠償請求権が国に移転し、受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は第三者に対し損害賠償の

請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しないと解するのが、相当である。」
 (傍点引用者。以下同様)。

2 使用者行為災害 後記最高裁判決以前の下级審判決は非控除説と控除説に立つものが対立しており、非控除説の論拠としては、被害者保護の精神(名古屋地判昭四五・三・三〇交民集三卷二号五〇四頁)、労災補償と損害賠償の法的性質の相違(福島地裁会津支判昭四八・九・一交民集六卷五号一五一頁)、将来の年金給付の不確定・不安定(福島地裁若松支判昭四八・九・一三交民集六卷五号一五一頁)等が挙げられ、控除説の論拠としては、労基法八四条二項の類推適用(高松地裁丸亀支判昭四五・二・二七交民集三卷一号三三三頁)、労災保険の責任保険的性格(名古屋高判昭五二・一・三一判時八五七号七五頁)、遺族補償と被災者の逸失利益との実質的な同質性(東京高判昭五二・五・三一判時八六二号三三三頁)、衡平の原則(東京地判昭四八・九・一四判時七二五号六五頁)等が挙げられていた。⁽³⁾

さてこのような中で最高裁は使用者行為災害についても将来分非控除説を貫くことになった(最判昭和五二年一月二五日民集三一巻六号八三六頁)。

「労働者災害補償保険法に基づく保険給付の實質は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであって、厚生年金保険法に基づく保険給付と同様、受給権者に対する損害の填補の性質をも有するか、事故が使用者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が労働者災害補償保険法に基づく保険給付をしたときは労働基準法八四条二項の規定を類推適用し、また、政府が厚生年金保険法に基づく保険給付をしたときは衡平の理念に照らし、使用者は、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れると解するのが、相当である。そして、右のように政府が保険給付をしたことによって、受給権者の使用者に対する損害賠償請求権が失われるのは、右保険給付が損害の填補の性質をも有する以上、政府が現実に保険金を給付し

て損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は使用者に対し損害賠償の請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害賠償債権額から控除することを要しないと解するのが、相当である。」

(二) 学説

1 調整論 労災保険と損害賠償との調整を認める立場であり、このうち、最判のように同一事由の既受領分についてののみ控除を認める立場（一部調整論）と将来分についても控除を認める立場（完全調整論）とがある。

(1) 第三者行為災害 この点については、かつて学説は判例と同じく将来分非控除説に立つものが殆どであるとされ、その理由としては、第三者はいずれにせよ被害者が政府に損害賠償を支払うのだから、被災者への損害賠償を命じられても格別の不利益はないこと、被災者保護を目的とした労災保険法の本質、控除を認めると被災者に分割弁済の不利益が生ずること等があげられている。⁽⁴⁾

しかし、近時は被災者の二重取り防止と使用者と被災労働者の利害の公平な調整という観点から控除説を支持する見解も提唱されている。⁽⁵⁾

(2) 使用者行為災害 学説は将来分非控除説と控除説とに別れている。⁽⁶⁾ 非控除説の論拠として挙げられているのは、労災保険法の被災者保護の精神、労災保険と損害賠償の法的性質の相違、特に権利発生原因（労災保険は業務上災害・疾病について加害者の故意・過失にかかわりなく支給されるのに対して、損害賠償は加害者の故意・過失に基づく）、権利主体の相違（労災保険の場合は被災者及び法定された順位に基づく遺族であるが、損害賠償の場合は被災者及び相続人）があること、将来の年金給付の不確定性、被災者における分割弁済の不利益の発生等である。⁽⁷⁾ また、控除説の論拠と

しては、労災年金により受ける利益と賠償の対象となる逸失利益の実質的同一性、非控除だと事業主に労災保険料と賠償額の二重の負担が生じ労災保険の保険メリットが失われること、既受領分だけ控除されると事業主は労災民事訴訟を遅延させることにより自らの負担を軽減させられる等の理由が挙げられている⁽⁸⁾。

このような調整論者の中には立法論としても労災保険と損害賠償の完全調整を実現すべきと説く者があり⁽⁹⁾、これは労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が一九八八年八月五日に提出した中間報告にも反映されている⁽¹⁰⁾。

2 調整否定論 両制度の異質性から調整を否定する説である。

既に有泉亨教授は一九七〇年の段階で、労災保険は今日業務上災害について労働者に生じた損害を直接に保険する「損害保険に近いもの」となっており、また「保険料は労働者を使用するためのコストとしては賃金と性質を異にしない」から、保険給付と損害賠償は必ずしも調整しななければならないのではなく、「特に民法による遺族の損害賠償請求権と労災保険による給付との間に大きな食い違いが認められる遺族補償給付についてはその調整を断念してもよいのではあるまいか」と指摘していた⁽¹¹⁾。

また、岡村親宜弁護士は、使用者の労災補償義務と損害賠償との調整を規定した労基法八四条二項の立法趣旨は、「被災者の二重の利益排除ではなく、衡平の原則上労災職業病という同一事由による使用者の二重の不利益防止にあるのであるから、労災保険給付金の場合、使用者に二重不利益が発生しないから、使用者災害の場合の既受領分労災保険給付金の損益相殺は許されない」とする⁽¹²⁾。

更に、桑原昌宏教授も、我が国では「労働者の生命と健康の価値と尊厳」が強く保護される要請があり、二重填補も許されるとし、この見地から「部分的であれ、調整できるとする現行法および最高裁判例も再検討するのをもひとつの考え方である」として⁽¹³⁾、調整否定論を示唆している。

水野勝教授は、「労災保険は、いわば労基法の責任保険的機能を担うもの」だが、その「機能的重複はそこまでの限度である」とし、労災保険と損害賠償は「性格を異にする」から「本来は、併給が認められる筋合のものである」とする⁽¹⁴⁾。その際、使用者側の保険メリット・二重負担論については、使用者が拠出する労災保険料は「企業間競争のもとでも経営上必要なコストとして処理され、最終的には商品価格に上乗せされて一般消費者に転化される性質」のものであり、損害賠償とは「実質上の負担者を異にする」とし、「以上のような両者の差異を看過して二重負担・保険メリットの剝脱の回避という観点から完全調整を説くことは、保険メリットの過大重視であり、労災予防のインセンティブという視点からみても支持できない」とする⁽¹⁵⁾。

そして宮島尚史教授は、労災における損害賠償が「原状の回復」を理念とすべきこと、他方で労災保険が「『原状回復』にとどまらずそれをこえてその文字通りの人間中心の生活への全面保障」の実現を図るべきという「二つの柱の発想をあらためて確立すること」の重要性を指摘し、立法論としては、両制度の調整を否定し、労災保険と損害賠償との重複控除を認めることを「論外」とし⁽¹⁶⁾、また、解釈論としては、最高裁が将来分を非控除としているのは「当然」とする⁽¹⁷⁾。

また民法学においても、石田喜久夫教授が前掲の有泉説を支持している他⁽¹⁸⁾、四宮和夫教授は、労災保険給付と損害賠償との調整につき新たな規定を設けた前掲労災保険法六四条につき、「この規制は、——被害者の二重利得、（保険料を負担する）使用者の二重負担の防止、に主眼が置かれており——労災保険給付の社会保障的性格に対する十分な配慮を欠くのではないか」として、これを批判し⁽¹⁹⁾、近時平井宜雄教授もこれを受けて、労災保険給付は「社会保障的色彩」をもち、「控除について消極的に解するべきである」としている⁽²⁰⁾。

(三) 私見

筆者はこれまで、損害賠償と労災保険給付が併存したからと言って、被災者に「不当な二重利得」や「不当な二重負担」が生じているのではなく、むしろ、被災者の完全な生活保障と被害の完全回復に一步でも近付くためには、保険と賠償の完全併存こそが実現されるべきであることを強調してきた⁽²²⁾。損害賠償の制度理念である生じた被害の原状回復との関連で言えば、逸失利益の賠償や慰謝料という名目で損害賠償の札束が幾ら積み上げられても、失われた生命・身体・健康は元に戻らないのである。また労災保険制度の理念である被災者の生活保障についても、保険金が幾ら支給されても将来の生活に即した完全な保障が満足されるものではないのである。賠償金と労災保険金の併存が何か被災者にとって本来得るべきでない不当な利得が生じているかのように観念するのは、金銭の支給をもって本来はなし得ない原状回復や生活保障があたかも完全に実現されているかのように思い込むまさに金銭賠償、金銭給付の物神化に他ならない。

また使用者の二重負担について言えば、前掲の有泉、水野両教授が指摘するように、労災保険料は使用者が経営に伴い当然負担すべきコストとして計算可能なことの他、使用者行為災害においてはそもそも使用者が安全配慮義務を尽くしていれば労災は生ぜず損害賠償責任という負担を負うこともないこと⁽²³⁾、使用者は労災にあう危険の中で労働者に労働させ、その労働によって自ら利益を得ているのだから、その中から労災保険料を出資するのは当然のことを忘れてはならない⁽²⁴⁾。

更に、二重負担論との係わりで完全調整論者は労災保険について使用者が保険料を負担する根拠を、労災保険の給付によって使用者が責任を免れる点に求め、これを保険メリット(保険利益)と捉えている⁽²⁵⁾。確かに八〇年の法改正以前であっても資力のない使用者が損害賠償義務を履行しない場合にも被災者には労災保険が支給されたが、これは

果たして使用者の損害賠償責任を免責したり減責したりすることを目的とした制度なのだろうか。むしろ被災者に対する「迅速かつ公正な保護」と「労働者の福祉の増進」を制度理念とする労災保険法においては、労災保険の責任保険的な性格も第一に被災者の生活保障にあるのであって、賠償資力の担保は二次的なものにすぎず、資力のない使用者が損害賠償責任を結果として果たさないことがあるとしても、それはいわば反射的結果と解すべきではないか。つまり労災保険は本来、賠償金を支払う代わりに保険金を支払えば足りるという制度ではなしに、使用者は保険料も賠償金も双方支払うべきであり、仮に使用者側に資力がなく賠償金が支払えなくても、少なくとも労災保険給付は被災者の生活保障として保障される点に制度の意義があると捉えるべきではないか。このように労災保険の責任保険的性格は必ずしも「完全調整論」の論拠に直結するのではなく、むしろ「完全併存論」の論拠として位置付けることができるのである。⁽²⁶⁾ 八〇年の労災保険法改正における「調整」規定の導入はこのような労災保険の被災者保護のための特殊な責任保険的性格を、使用者の減責機能をもたらせる方向で歪曲したものととして批判されるべきである。

なお以上のような「完全併存論」にたった場合、第三者行為災害の場合も、第三者は損害賠償責任について究極の責任者ではあるが、それが労災である以上、労災保険が支給されて当然であり、使用者行為災害の場合と同様本来控除を否定すべきことになろう。⁽²⁷⁾

(四) 私見への批判と反論

さて、このような私見については、次のような疑問や批判がある。

第一に、この見解にたった場合、一九八〇年の法改正による調整制度の存在をどうとらえるかが問題となるというものである。⁽²⁸⁾ 完全併存の実現を理念とする筆者の見解から言えば、前述のような両者の調整規定を導入した八〇年の

法改正は当然批判の対象となる。そもそも完全併存論は、八〇年の法改正を超えて更に法改正により完全調整をすべしとの労基研「中間報告」に見られるような考え方に対するアンチテーゼたる立法論として展開したものである。⁽²⁹⁾ 現行法の解釈論としては、完全併存の理念からして調整の範囲を明文で認められた場合以外には拡大しないという厳格な限定解釈をすることになる。⁽³⁰⁾

第二に、現状の不十分な損害賠償額と労災保険額を前提にした場合に、むやみに両者を調整することには否定的だが、だからといって一般に生命・健康侵害の場合の損害賠償額が「青天井」でよいのかは疑問であるという批判である。⁽³¹⁾ 筆者の趣旨は積極的に「青天井」の賠償額を認めるべきだと言っているのではない（青天井という言葉が無制限などという意味であるとすれば、「無制限な賠償額」を命ずることはそもそも観念できないであろう）。生命・健康・身体といった本来金銭には換算できないものに対する損害であつても、金銭で賠償する以上、個々の裁判による恣意を防ぐためにも何らかの算定方式に基づく一定額の賠償額となろう。しかし、かつて西原通雄教授が明快に指摘されたようにどんなに緻密な算定方式によつてもそのような賠償額算定がフィクションに基づくものであることを我々は忘れてはならないのではなからうか。⁽³²⁾ 賠償金と労災保険の併存支給により「二重の利得」が生ずるかのように観念するのは、このようなフィクションを具体化する誤つた観念論であることを批判するのが筆者の趣旨である。⁽³³⁾

第三に、調整を完全に否定した場合には、一般の不法行為・債務不履行に対する賠償額を上回る補償額を認めるところになるが、業務災害の場合についてなぜこのような結果が認められるかの根拠に欠けるのではないかという批判である。⁽³⁴⁾ まず注意しなければならないのは論者の大場氏自身が指摘するように完全併存論によつてあり得る結果は「一般の不法行為・債務不履行に対する賠償額を上回る補償額」なのであつて、「一般の不法行為・債務不履行に対する賠償額を上回る賠償額」ではないという点である。賠償額としては使用者が一般の不法行為・債務不履行に比べて特

別に過大な賠償額を負うわけではないのである。そしてこの場合「補償額」が一般の「賠償額」を上回るのは、賠償金とは別に被災者の生活保障と福祉の増進をめざした労災保険制度から労災保険金が支給されるからであって、これは完全併存論からいえば当然の結論なのである（一部調整論からも同じく一般の「賠償額」を上回る結果となる）。他の事故類型にあっても、その制度趣旨からして民事賠償責任とは別個独立に保険金等を支給すべき場合があれば、その場合も一般の「賠償額」を超える「補償額」が支給されることになるが、まさにそこに制度の趣旨があるのならば、そのような制度理念が実現されたというだけであって何ら問題はないはずである。すなわち問題は当該保険制度の趣旨の理解にかかわっているのである。

注

- (1) 通常、損害賠償からの労災保険金の控除の問題は損益相殺の問題として論じられている。損益相殺とは不法行為や債務不履行に関する損害賠償請求権者が、損害を生じたのと同原因によって利益を受けたときは、損害からその利益を控除する制度である。我が国の民法には明文の規定はないが、蒙った損害の原状回復という損害賠償制度の目的及び公平の観点から当然認められる制度であるとされている（奥田昌道『債権総論「増補版」』二二頁・悠々社・一九九二年）。但し、近時「損益相殺」という概念に疑問を呈し、従来損益相殺の問題として扱われてきた問題は、損害の金銭的評価の問題として、或いは債務不履行や不法行為によって債務者が第三者から金銭給付を受ける場合にそれを控除すべきかは、当該法律関係の趣旨・目的によって決するべきであり、「損益相殺」という概念を立て、これに独立の地位を与えることは疑問である」（平井宜雄『債権総論・第二版』一〇六頁・弘文堂・一九九四年、同『債権各論II 不法行為』一四五頁以下・弘文堂・一九九二年）。筆者もこの問題は本文で述べるとように損害賠償と労災保険の制度趣旨によって解釈すべき問題であると考え、損益相殺の概念自体が不要であるか否かは留保したい。

- (2) これらの判例については、西村健一郎『労災補償と損害賠償』二二三頁以下で簡潔な紹介がなされている。

- (3) 前掲西村『労災補償と損害賠償』二二九頁以下参照。
- (4) 谷水央「遺族年金」判例タイムズ二六八号二〇六頁以下（一九七一年）、中田明「商事判例研究」ジュリスト五六六号一〇七頁以下（一九七四年）、下森定「損益相殺——労災保険」ジュリスト別冊・交通事故判例百選（第二版）一三二頁以下（一九七五年）、岩出誠「労働判例研究」ジュリスト五八四号一五四頁以下（一九七五年）、門井撰夫「労災保険給付と損益相殺」労働法律旬報九一三号五九頁以下（一九七九年）。これらの学説につき、前掲西村「労災補償と損害賠償」二二六頁以下。
- (5) 西村健一郎「損害賠償と労災保険給付の控除」民商法雑誌臨時増刊号（4）四五二頁（一九七八年）、保原喜志夫「労災補償制度と不法行為責任」ジュリスト六九一号「損害賠償制度と被害者の救済」一六五頁（一九七九年）、加藤一郎「労働災害と民事賠償責任」季刊労働法一一三号一頁（一九七九）等。
- (6) 学説について、前掲西村「労災補償と損害賠償」二三四頁以下、前掲拙稿「車の両輪——民賠と労災保険」二三四頁以下等。
- (7) 将来分非控除説に立つ論者としては、前注3谷水の他、千葉憲雄「被災労働者の生命と健康の代償」労働法律旬報八三九号三六頁（一九七三年）、藤原清吾「労災保険金・厚生年金の損益相殺」労働法律旬報九一三号六六頁（一九七六年）、角田豊「労災保険の法的性格と損害賠償」労働判例二三〇号一頁（一九七五年）、大竹秀達「労災裁判にみる賠償額の実状」季刊労働法一一三号四三頁（一九七九年）、前掲荒木誠之「労災補償法の研究」一九六〇七頁、時岡泰「昭和五二年度最高裁判決解説」三〇三頁（一九八一年）、村田輝夫「損害賠償と労災補償給付の『調整』」早大法研論集三七号二四九頁（一九八六年）等。
- (8) 将来分控除説に立つ論者として、前注3の岩井論文、注4の第三者災害においても控除説に立つ論者の他に、下森定・判例タイムズ三三五号一〇〇頁（一九七六年）、斎藤修・民商法雑誌七八卷六号一三三三号（一九七八年）、安西愈「労災保険と民事賠償調整の実務」二七九頁以下（労働法令実務センター・一九八二年）、岩村正彦「社会保障法と民法の交錯」ジュリスト八二八号一九七頁（一九八五年）、吉川吉衛「保障金と労災年金との調整」ジュリスト別冊「新交通事故判例百選」一六九頁（一九八七年）等。また、大場敏彦「労災保険給付と損害賠償」法学志林九〇巻二号（一九九三年）三九頁以下は、両者の調整は労基法上の災害補償給付の価額の限度で、また、将来分については、その確実な給付が制度的に保証されている限りで控除し得るとする（とくに六六頁以下参照）。
- (9) 「現行規定の問題点」を論ずる前掲・西村健一郎「労災補償と損害賠償」二二九頁以下。
- (10) 労基研中間報告は「労災年金と民事賠償は一時金のとときと同様に完全調整がなされるべきであり、それを確実に行うための法律

上のしくみを検討すべきである」とする（労働省労働基準局編「今後の労災補償法制のあり方 労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について」一六頁（財団法人労災保険情報センター・一九八八年）。ちなみに、この研究会の災害補償関係のメンバーは座長花見忠の他、下井隆史、菅野和夫、諏訪康雄、西村健一郎、保原喜志夫、山口浩一郎、若菜允子の各氏である。

(11) 有泉亨「労災補償と労災保険」学会誌労働法三六号二七頁以下（一九七〇年）。

(12) 岡村親宜「損害賠償」沼田稻次郎編『労働法事典』五八九頁（労働旬報社・一九八〇年）。

(13) 桑原昌宏「労災保険と労災民事賠償の調整論の原点——英・米・加・日の歴史と現状」月刊いのち二七四号三五頁（一九八九年）。

(14) 前掲水野勝「労災補償制度の理論的課題——補償と予防の統一の把握の視点から——」学会誌労働法七九号三〇頁（一九九〇年）。

(15) 同前水野三一頁。なお、筆者は水野教授の同報告がなされた労働法学会のシンポジウムの席上、水野教授に対して完全併存論によって「予防が達成されるというのは、それは結果論であって、理論的な根拠としては、それほど主たる根拠となり得るのだろうか」と疑問を提示した。これは完全併存による労災防止という論点につき、「本来行政規制の任務であるところのことを損害賠償に要求するものであり、結果として損害賠償に過度の制裁的機能を期待することになるのではないかと思われる」とする西村健一郎教授の指摘（同「労災補償と損害賠償」二六五頁）を意識した質問であった。これに対して、水野教授は「私は、民事責任排除論を否定するにあたって、単に予防的な効果があるから併存を認めていくべきだと言っているのではなくして、もともと補償と賠償は性格が異なるのだからその限度で併存して当たり前なんだということを前提とした上で、併存か排除かの選択肢の選択の際の補強手段として予防的な効果というものも考慮に入れていくのだという説明をしたわけです。まさに補完的な意味において、予防的な機能を前提として併給調整を原則として排除していこうということ」であると回答されている（学会誌労働法七九号一五九頁以下参照）。この点については筆者も同意見である。また筆者自身は労災防止は西村教授の言うように「本来行政規制の任務」なのではなく、労働契約上の安全配慮義務に基く使用者の任務と考えており、この観点からかつて労災領域における安全配慮義務論を「権利・義務の措置を通じての事故防止規範の形成という視点から捉え返す」ことの重要性、それともかわって労災領域での「事故予防規範の主体形成とそのシステム」の構築が課題となっていることを指摘してきた（拙稿「安全保護義務論・序説——権

- 利論的事故防止法理構築のための基本視角の設定——」早大法研論集三二二二二頁・一九八四年、同前掲「戦後日本における安全配慮義務論の理論史的検討(三)」早大法研論集四三三二二四頁・一九八七年。
- (16) 宮島尚史「『労働・社会保険』・『営利(私)保険』の法理と『損害賠償』の法理——『労働省側』構想にみる欺瞞性——」月刊いのち二七四号三七頁(一九八九年)。
- (17) 前掲・宮島尚史「『労働給付論』四八二頁以下。
- (18) 同前宮島二二二頁以下。
- (19) 石田喜久夫「労働給付の確定と使用者に対する賠償債権額からの控除」判例タイムズ三九〇号一五一頁(一九七八年)。なお前掲村田輝夫「損害賠償と労働補償の『調整』」早大法研論集三七号二四一頁(一九八六年)も、「有泉教授の指摘は的を得たものと考えられる」とする。
- (20) 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為」六一一頁(青林書院・一九八五年)。
- (21) 平井宜雄「債権各論II不法行為」一四七頁(弘文堂・一九九二年)。
- (22) 前注一注14参照。
- (23) 筆者もかつて指摘したように使用者の負担軽減は、「自らの安全配慮義務違反によって生じた損害の賠償金を支払わないことによってではなく、安全配慮義務の履行による損害の未然の発生防止によってこそ、果たされるべきなのである。」(前掲拙稿「労働保険と損害賠償の完全併存の実現——『重複控除』論を超えて——」季刊労働法一五八号五七頁)。
- (24) なお労働保険への一部国庫負担の導入等を契機として労働補償の社会保障化論争においても、使用者が保険料を支出する点は「労働を発生させた個別資本の責任」の現れであり、その点に他の社会保障と違う労働保険の特質があるとする指摘がなされている(前掲桑原昌宏「労働災害と日本の労働法」二四六―七頁)。「労働補償を社会保障の法体系に位置づける」ことを強調する荒木誠之教授も「労働補償給付については、災害の労働関係の特質を前提とするかぎり、企業責任の法理に立って費用を調達するのはきわめて自然であり合理的である」とする(前掲荒木誠之「労働補償法の研究」二六四、二七二頁)。また「労働保険の社会保障化」を論ずる高藤昭教授は、「労働災害の特質」は、「労働者にとつての企業に対する労働提供過程——企業にとつてはその営利追求のために不可欠な労働者の行動過程——で生じた災害であること」であり、ここに「使用者が主たる負担者となることの十分な根拠が見いだされる」とし、ただこの使用者の負担義務は「個別責任原理とはまったく別の、健康保険、失業保険などにおける使

用者の拠出義務と同質の社会保障法上の特別の義務と解される」とする（前掲高藤昭「労災補償の社会保障化」『論争労働法』三〇〇頁以下（一九七八年））。なお、有泉及び水野面教授が労災保険料の使用者による負担につき、労働者の賃金と同じく雇傭に当然伴うコストと考えるべき点について本文二（二）2参照。

(25) 前掲労基研「中間報告」は、この点を次のように論じている。「保険料負担は、その保険によって利益を受けるからこそ、保険料を負担する（あるいは負担させることができる）ものである。業務災害に対する保険料負担者たる使用者が受ける利益は、その給付によって、当該業務災害に係る何らかの責任を免れることができることにあり、その責任とは、民事損害賠償と労働基準法上の補償責任である。」（前掲『今後の労災補償法制のあり方』一〇八頁。）また、判例の中にもこのような「保険メリット」論を展開するものがある。使用者行為災害において前記最高裁判決後になお控除説をとる東京地判昭五三・一・二五（交民集一一巻一号八五頁）は、労災保険の給付は「被災労働者の生活保障の性格を有するものではあるが、他方において使用者としては民法上の損害賠償義務がある場合でも、この負担を軽減もしくは免れることを目的として労災保険に加入しているのであって、この意味において使用者の補償責任の性格を有していることもまた疑いを容れないところである」とする。なお労災保険の保険メリットに関する近時の注目すべき論稿として、良永彌太郎「労災保険法における『保険利益』論・考」熊本大学法学部一〇周年記念『法学と政治学の諸相』五一頁以下（一九九〇年）参照。

(26) 以上の点につき前掲拙稿「労災保険と損害賠償の完全併存の実現」季刊労働法一五八号五一頁以下、五五頁以下参照。

(27) 同前五六頁参照。

(28) 柳沢旭「損害賠償義務の履行と労災保険給付請求権——三共自動車事件・最高裁第一小法廷判決（平一・四・二七）を素材として」労働法律旬報一二二九号一二頁（一九八九年）。また大場敏彦「労災保険給付と損害賠償」法学志林九〇巻二号七五頁注二二（一九九三年）も、「労基法八四条二項や労災保険法付則六四条の存在を考えれば、立法論としてはともかく、解釈論として調整を否定することはできないように思われる」とする。

(29) そもそも労災保険と損害賠償との調整問題についての筆者の最初の論稿が収録されている前掲「労災があぶない」は、一九八八年にだされた上記労基研中間報告とそれに依拠してあり得る法改正が被害者の救済にとつては、「戦後最悪の労災補償制度改悪」になるかもしれないとの危機感から、その「たんなる批判にとどまらない具体的提言」を対置する意図で公刊されたものであった（労災補償制度問題研究会の代表者佐藤進教授による同書の前書参照）。

- (30) また八〇年法改正により導入された現行労災保険法六四条も、使用者は一定の限度で「その損害賠償の履行をしないことができる」、政府は一定の限度で「保険給付をしないことができる」と定めているのであって、常に損害賠償や保険給付がなされないとまで規定しているわけではないのである。実務においても労災民事賠償訴訟の和解の中で、労災保険給付等の公的機関からの給付の既受領は全く損益相殺の対象とせず、また将来分も全く調整せずに全額遺族に支給することが成立した例も報告されている(岡村親宜『労災補償・賠償の理論と実務』四一九頁(エイデル研究所・一九九二年))。
- (31) 私法学会第五五回大会シンポジウム「損害賠償法の理論と現実」において「第三者から被害者の金銭支払と賠償額」を報告した山田誠一助教授に対して、完全併存論の立場からなした筆者の質問への同助教授の回答(私法五五号一〇一頁)。
- (32) 西原通雄教授は、「生命の価値は無限であり、本来は金銭に換算できないものを賠償にさいして無理に換算するものであるから、適切な賠償額は発見され算定されるものではなく社会的評価によって創り出されるべきものである。人身事故における損害賠償は、死傷を契機とする財産的不利益への救済ではなく人間それ自体への侵害に対する救済でなければならない」として「生命・身体の価値の特殊性」を強調する。また従来の賠償額算定方式たる「個別主義・実費主義の欠陥」として、「従来は精密そうな外観をとって『算定』されていたいわゆる逸失利益は、厳密に検討するならばその多くはごくあいまいな蓋然性を基礎とし仮定を積み重ねた不正確なもの」とする(西原通雄「損害賠償額の算定」遠藤浩川井健二西原通雄編『演習民法(債権)』五三四頁以下(一九七二年))。すなわち「擬制を積み重ね、いろいろな推測や仮定の上に成り立っている」「これを計算と称してあたかも一つの実体が、事実が存在するかのようには扱っている」点を批判するのである。西原通雄教授の損害論の理論的位置づけについては、吉村良一「人身損害賠償の研究」一〇六頁以下(日本評論社・一九九〇年)に詳しい。
- (33) なお西原教授自身は、一九六七年の時点では、交通事故により死亡した国家公務員の遺族が国から支給された遺族扶助料を加害者への損害賠償額から控除することを肯定した最高裁昭四一・四・七(民集二〇巻四号四九九頁)を支持し、次のように述べている。「死亡による損害を遺族固有の損害とみる私の立場から見ると、その損害は、近親を失ったことによる損害であり、従来の受けた賠償額算定法の中心をなしていた、いわゆる『得べかりし利益』の賠償は、遺族の『得べかりし扶養』喪失に対する賠償となる。そうだとすれば、夫の死亡によって妻が失った扶養と、夫の死亡により妻に給付される遺族扶助料とが、同一の目的や機能をもつものであり、後者により前者が填補され縮減していること、したがって扶養喪失についての損害賠償請求権は、夫から受けたであろう扶養から夫の死後も受けている扶養を控除した額に限定されるべきことは、きわめて理解しやすく、遺族扶助料を本件判

旨のように『得べかりし恩給』喪失による損害賠償請求額だけではなく、いわゆる消極的財産損害全体から控除すべきことも、当然の結論として承認されよう。」とする。しかしこのような調整論は、前注で紹介した同教授が展開する「生命・身体の価値の特殊性」と「個別主義・実費主義の欠陥」と矛盾しないのであろうか。

(34) 前掲大場「労災保険給付と損害賠償」法学志林九〇巻二号七六頁。

三 使用者による労災保険給付金の代位取得

(一) 最高裁判平成元年判決

将来分の労災保険金は控除されないという最高裁判決の立場を前提にした場合、損害賠償義務を履行した使用者は、民法四二二条によりその労災保険金について保険金受給者に代位することができるのであろうか。

この問題が争われた三共自動車事件において、一審判決（大阪地判昭五七・九・二〇労判三九九号五〇頁）は、労災保険金受領権は労働者に直接与えられた権利であること、将来分が控除されないことによる労働者の二重利益の調整は行政庁が行うべき問題であって、法は四二二条を適用しての問題解決を予定していないこと等を挙げて請求を棄却したのに対して、二審判決（大阪高判昭五七・九・二〇労判三九九号五〇頁）は、逆に、損害賠償金を現に被災者側が受領している以上、同じく損害填補の機能を営む将来の一定の保険金を被災者側が受領できなくても法の趣旨には反しないこと、四二二条の適用を排除する明文の規定はないし、また使用者の保険利益を考慮し四二二条の適用を前提としていると解することもできるとして代位請求を肯定した。これに対して更に被災者側が上告し、この問題につき最高裁で決着がつけられることになったが、その結果最高裁は次のようにこのような代位は否定されるべき旨を明言するに至った⁽¹⁾（最判平元四・二七民集四三巻四号二七八頁）。

「民法四三二条の賠償者による代位の規定は、債権の目的たる物又は権利の価額の全部の損害賠償を受けた債権者がその債権の目的たる物又は権利を保持することにより重複して利益を得るといふ不当な結果が生ずることを防ぐため、賠償者が債権の目的たる物又は権利を取得することを定めるものであり、賠償者は右の物又は権利のみならず、これに代わる権利をも取得することができる。そして、右規定が不法行為による損害賠償に類推適用される場合についてみるに、賠償者が取得するのは不法行為により侵害された権利又はこれに代わる権利であると解されるところ、労災保険法に基づく保険給付は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公平な保護をすること等を目的としてされるものであり（労災保険法一条）、労働者が失った賃金等請求権を損害として、これを填補すること自体を目的とする損害賠償とは、制度の趣旨、目的を異にするものであるから、労災保険法に基づく給付をもって賠償された損害に代わる権利ということとはできない。したがって、労働者の業務上の災害に関して損害賠償債務を負担した使用者は、右債務を履行しても、賠償された損害に対応する労災保険法に基づく給付請求権を代位取得することはできないと解することが相当である。また、労災保険法に基づく給付が損害賠償により填補されたものと同一の損害の填補に向けられる結果となる場合に、いかなる者に対して、いかなる範囲、方法で労災保険法による給付をするかは、労災保険制度に関する法令において規律すべきものであるところ、関係法令中に損害賠償債務を履行した使用者が労災保険法に基づく給付請求権を取得することを許容する規定は存しない。」

(二) この点につき学説は総じて最高裁と同じく、労災保険金は直接被災者側に給付されるべきであるという労災保険の制度趣旨を一つの根拠として、使用者による労災保険金の代位取得を否定しており、筆者もこの点では同意見である。⁽³⁾

そもそも民法が規定する賠償者の代位制度の趣旨は、債権者が物又は権利を侵害されたことにより全部の損害賠償を受けながら、なおその物又は権利を有していることになれば、債権者は二重に利益を受けることになって公平に反するからであるとされている。⁽⁴⁾そしてこの規定は「公平」を理由に不法行為に基づく損害賠償の場合にも類推適用される。⁽⁵⁾

損害賠償者の代位は、被害者がその損害発生という同一事由について損害賠償債権とそれに代わる債権とを二重に得る点が公平に反するわけだから、両者の債権の関係が問題となろう。最高裁はこの点につき労災保険金の請求権は「労働者が失った賃金等請求権を損害として、これを填補すること自体を目的とする損害賠償とは、制度の趣旨、目的を異にするものであるから、労災保険法に基づく給付をもって賠償された損害に代わる権利ということとはできない」という理由でこの場合の賠償者の代位を否定したわけである。

また第一審判決も指摘するように労災保険金受給権は譲渡を禁止され、担保に供したり、差し押えることができないと言った一身専属的性質を有する（労災保険法二二条の五第二項）。労災保険制度が被災者の生活保障と福祉の増進のために存在することが其の趣旨であるが、このような点をみても損害賠償請求権と労災保険金請求権との異質性は現れており、判決のいう両権利の同質性の否定は首肯できよう。

更に、原告の請求のように賠償者の代位を認めた場合は、労災保険をあたかも使用者の損害賠償責任の純粹な責任保険であるかのように性格づけることになるが、これは被災者の「迅速かつ公正な保護」と「労働者の福祉の増進」を目的とする労災保険制度の趣旨とはなれることになり、この点からも代位は否定されるべきである。⁽⁶⁾

そして何よりも、使用者は被災者が本来受けるべき労災保険を代位取得することにより、自ら支払った賠償金を一部であれ実質的に取り戻すことができることになり、使用者の不当な減責を招く結果になる点も考慮する必要がある

としての性格のみならずそのような機能をはたすべきことをも否定した」とする。筆者の労災保険の責任保険的性格についての見解は、前述三(三)参照。

(7) この点を強調するものとして、前注1に掲げた石田喜久夫・八二頁参照。石田教授は「有責の賠償義務者が保険給付によって賠償額の軽減をうけるべきではない、との発想も尊重されるべきである」とする。

四 賠償額確定後に給付された労災保険金に対する不当利得返還請求

労災保険と損害賠償との併存が被災者にとって「不当な二重利得」であり、また賠償金とともに労災保険料を徴収されている使用者にとっては「不当な二重の負担」であるとの完全調整論の立場からすれば、損害賠償額の算定の時点ではまだ控除されていなかった労災保険金の「将来分」をその後被災者が現実⁽¹⁾に受領した場合には、その保険金相当分を不当利得返還請求することが考えられる。この問題は学説上正面から取り上げられてこなかったが、現にこのような不当利得返還請求訴訟が使用者側から提訴されているケースもあり、一つの検討課題となっていた。そして近時この点について「本件被告らが二重利得をして不公平を作出したとしても、本件被告らが原告に対し二重利得を返還すべき法的根拠は何ら主張されていないので、検討するまでもない。」として、使用者の不当利得返還請求を否定する判決が現れた(東京地判平七・六・七)

そもそも不当利得返還請求権が成立するためには、法律上の原因なくして一方が利得を得、そのことによって他方が損失を得ていることが必要である(民法七〇三条)。本稿の完全併存論を前提とした場合、そもそも労災保険と損害賠償との併存によって「不当な二重利得」も使用者の「不当な二重負担」も存在しないのだから、不当利得返還請求が否定されることは自明であらう。⁽²⁾

問題は、既受領分は控除されるという判例を前提にしても、このような不当利得が被災者側に生じているからである。

最高裁の昭和五二年判決は労災保険は損害填補の性質も有するから、現に労災保険が給付され損害が填補された場合には、その額を控除できるが、いまだ損害を填補しない将来分については、控除できないとしている。労災保険に損害填補機能を認めた場合には、事実審の口頭弁論終決時の段階ではまだ支給されていず、賠償額確定後に支給された労災保険についても同様に損害の填補を肯定することができよう。だが、そこから直ちに不当利得返還請求権を根拠づけるのは論理の飛躍である。

第一に仮にこのような不当利得返還請求権が認められることになれば、使用者は判決によって賠償額が確定した後も、被災者が労災保険金の受給をするたびに、不当利得返還請求により損害填補の限度で賠償金の実質的取り戻しをすることができることになる。これでは結局賠償金を支払った使用者が労災保険金を代位請求するのと実質的に変わらないことになり、被災者の迅速・公正な保護と福祉の増進を目的として被災者・遺族に直接に労災保険年金を支給する意義が消失してしまう結果になる。

第二にこのように将来賠償金額が実質的に減少していくのであるとすれば、それに見合った損害額の算定が初めからなされる必要が出てくる。とくに慰謝料額の算定にあたっては、財産的損害に関して認められた賠償額も考慮されるから、⁽³⁾使用者による不当利得返還請求を認めると、将来労災保険金支給額相当額が控除されることを前提とした慰謝料額が算定されるはずである。しかし、そもそも既受領分についてのみ控除の対象とするのは、将来の長期にわたる労災保険金の支給額をあらかじめ算定することが困難であるという技術的理由もあるはずであり（前述二参照）、このような将来の不確定な控除を前提とした損害額の算定は困難である。

第三に紛争の一次的解決という点からみても、労災保険受給のたびに不当利得返還請求が長期にわたり継続することになり問題である。

最判は既受領分の控除のみを肯定して、将来分の控除は否定した。確かにこのことだけから言えば、将来分を被災者が現に受給した場合の不当利得返還請求も論理的には考えられる。しかし、この最判はそのような不当利得返還請求権については全く言及しておらず、また、労災保険制度の趣旨から労災保険金を使用者が取得する結果となる賠償者の代位を否定した前掲最高裁判平成元年判決の価値判断からしても、むしろ、被災者の保護と福祉を阻害し、労災保険金の取得により使用者に損害賠償金の実質的取戻を認めるような不当利得返還請求権は否定されるべきことになるのではなからうか。

労災保険と損害賠償との調整問題を論ずる場合には、そもそも使用者が自ら負っている安全配慮義務に違反したために債務不履行ないし不法行為に基づく賠償責任が生じ、そのために労災保険と損害賠償の併存という問題が生じているのだということを出発点に据えなければならない。また、労災保険料も三で述べたように結局は使用者が労働契約上労働者をしてその生命・身体・健康への危険を内在する可能性のある労働をさせることによって使用者が得た利益から支払われるものであり、その意味では実質的な賃金の一部とも言えるのである。一方で労働者が使用者の安全配慮義務違反により命を奪われ、或いは健康を害され、他方で被災者の保護のために支給されるべき労災保険金をこともあろうに安全配慮義務に違反したその使用者が取得する結果になることこそ不当利得にあたるのではなからうか。

注

(1) 職場でじん肺症に罹患した労働者三人が、元使用者たる日鉄鉱業を相手として、その安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償責任を追求した松尾じん肺訴訟(提訴一九八二年)は、一審、二審同様、最高裁も日鉄鉱業の安全配慮義務違反の責任を認め、一四年ぶりに原告勝訴判決が確定することになった(最高裁平成六年三月二二日判決)。その後日鉄鉱業は、高裁における口頭弁論終了時以降に元原告である被災者側が受領した労災保険金総額二百万円余を本文で述べたような不当利得としてその返還を請求する訴訟を提訴するに至った(東京地方裁判所平成六年(ワ)第一四九一二号不当利得返還請求事件)。実はこの事件における被告側(被災者側)訴訟代理人の一人である土田庄一弁護士からこのような使用者の不当利得返還請求権の成否につきコメントを求められたことが、本稿成立の大きな契機となっている。そしてこの訴訟について出された判決が本文で引用した平成七年六月七日の東京地裁判決である。なお、他のじん肺訴訟の多くは、いわゆる包括一律請求方式により慰謝料一本の形で損害賠償請求をしており、この場合は、そもそも慰謝料は労災保険と調整しないという個別損害積み上げ方式のもとの判例(「労働者に対する災害補償は、労働者の被った財産上の損害の填補のためにのみなされるものであって、精神上的の損害の填補の目的を含むものでない」という理由。最判昭五八・四・一九民集三七巻三三二頁等)との関連が問題となる。この点につき、下級審判決の中には「財産的損害をも含めた趣旨で、一個の損害として慰謝料を認定した」場合に労災保険金を控除した判決があり(東京地判昭五六・九・二八判時一〇一七号三四頁)、これを支持する学説もあるが(前掲西村『労災補償と損害賠償』二七三頁、松本久「労災保険給付と損益相殺」吉田秀文・塩崎勤編『裁判実務大系8』五五六頁・一九八五年等)、他方で慰謝料一本による実質的に包括一律請求の場合でも控除を否定する判決例も多い(長野石綿じん肺訴訟・長野地判昭六一・六・二七判時一一九八号三頁等、遠州じん肺訴訟・静岡地裁浜松支判昭六一・六・三〇判時一一九六号二〇頁、常磐じん肺訴訟・福島地裁いわき支判平二・二・二八判時一三四四号五三頁、長崎伊王島じん肺訴訟・長崎地判平六・一一・一三判時一五二七号二二頁、筑豊じん肺訴訟・福岡地裁飯塚支判平七・七・二〇判時一五四三三三頁)。前掲村田は包括一律請求により慰謝料請求をした日本化工クロム労災事件において、使用者側の主張のように労災保険の将来分を控除した場合には、原告の中には慰謝料額がわずか一〇〇万円になったり、それどころか七〇〇万円以上のマイナスになる原告もいると試算をし、「財産的損害を含めた意味で算定された『慰謝料』であるにもかかわらず、財産的損害のみにかかわる『控除』計算の結果、『慰謝料』が殆ど残らない(マイナスにすらなる)というのでは、包括請求を逆手にとった本来の慰謝料の巧妙な値切りでしかない」と厳しく批判する(村田輝夫「損害賠償と労災補償給付の『調

「整」早大法研論集三七号二二三頁以下・傍点原著者)。なお完全併存論の立場に立つ筆者からは包括一律請求の場合も控除否定説となるのは自明だが、この点は損害論との関連で更に別途検討したい。労災における「包括一律請求」については、加藤新太郎「包括一律請求をめぐる諸問題」塩崎勳編『現代民事裁判の課題(8)』八八四頁以下(一九八五年)、吉田秀文「包括一律請求」吉田秀文・塩崎勳編『裁判実務大系8』五六九頁以下(一九八五年)等参照。

(2) 前掲拙稿「労災保険と損害賠償の完全併存の実現」季刊労働法一五八号五八〇九頁参照。

(3) この点に関して従来慰謝料の「補完的機能あるいは調整的機能」が指摘されてきた。すなわち、慰謝料は、いわゆる精神的苦痛に対する慰謝の他、証拠によって立証困難な財産的損害の賠償や、何らかの財産上の損害があることは明らかだが、財産損害という名目では賠償を認められない場合に、そのことを斟酌して慰謝料額が認定される場合があるのである(前田達明『新判例コンメンタール・民法9』一二六頁・三省堂・一九九三年、幾代通著・徳本伸一補訂『不法行為法』三〇〇頁以下・有斐閣・一九九三年等参照)。だとすれば、個別損害積み上げ方式のもとで認容された慰謝料額は、結局は、個別に立証された財産的損害とそれ以外に存在する損害をあわせて裁判官が金銭に評価した総額の中から、前者に対する賠償額を差し引いた額と考えることができよう。従って、損害額算定の基準時たる事実審の口頭弁論終結時の財産的損害に対する賠償額が将来低減されるとするならば、それに伴って慰謝料を増額しておくことも考えられるわけである。この点に関して、西村健一郎教授は「慰謝料の算定の際に労災保険給付の支給のあったこと(ないしは将来も支給されること)を考慮して慰謝料が決定される場合もありうるであろう」(前掲『労災補償と損害賠償』二七三頁)とするが、実際の判決でもこの点を明示するものもある(前注1の常磐じん肺訴訟一審判決は、原告らが労災保険金を受領している事実を慰謝料額算定の「重要な事情のひとつ」として斟酌していると判示している。同旨を述べるものとして前注1の長崎伊王島じん肺訴訟判決。また同じく前注1の遠州じん肺訴訟判決は、労災保険金の受領は「慰謝料額算定にあたり斟酌しうる一事情とはなりうるとしても当然に慰謝料額から控除されるべきでない」とする)。この点に関連して前川判事は「労災保険給付により填補されるのは、被害者の財産的損害であると解されているところ、これが早期に支給されても、それは被害弁償についての加害者の誠意の有無と係わりがないことは明らかであり、結局、遺族の労災保険給付の受領を死亡者本人の慰謝料を算定するうえにおいて斟酌すべきではないことになる」と指摘する(前川鉄郎「労災給付金の支給と慰謝料の算定」吉田秀文・塩崎勳編『裁判実務大系8』六〇二頁以下(青林書院・一九八五年)。慰謝料を「加害者の誠意」との関連でのみ捉えらるればその点は狭すぎると思われるが(別の箇所前田判事は加害者の故意・過失や「遺族の生活の窮乏化」もそれが被害者の「精

神的損害を増大した」場合には斟酌し得るとしている。同五九九、六〇一頁)、労災保険の支給を安易に慰謝料額の低額化につなげるべきでないとの意味では傾聴に値しよう。また岡村親宜弁護士は交通事故のように加害者と被害者の立場の互換性のない労災事故における死亡事故の場合の慰謝料は、労災保険の受給を前提とし、かつ、個別損害積上げ方式を前提としても交通事故の場合の一・五倍の三三〇〇万円が社会的に妥当であるとする(岡村親宜「労災補償・賠償の理論と実務」第五章「労災事故における損害算定問題」エイテル研究所・一九九二年)。なお、近時最高裁はじん肺罹患者が使用者の安全配慮義務違反を理由として慰謝料を請求した事例で、「原審の認定した一二〇〇万円又は一〇〇〇万円という慰謝料額は低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し、右にみるような慰謝料認定についての原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超えらるものというほかはない」として、原審を破棄差戻しする判決を出した(長崎じん肺訴訟最判平六・二・二二判時一四九九号三二二頁)。この事件の原審(福岡高判平元・三・三二判例時報一三二一三六頁)は労災保険の既受領分を慰謝料からは控除しないが、労災保険金の受領を慰謝料認定にあたり考慮すべき事情としており、このような点も考慮して算定された慰謝料が「低きに失し、著しく不相当」とするこの最高裁判決はきわめて注目される。筆者は同じく注目に値するその損害賠償請求権の消滅時効の起算点論とともに、別途この最高裁判決の判例評釈をしたので参照されたい(拙稿「進行蓄積型被害に対する損害賠償請求権の消滅時効と損害額の算定——長崎じん肺訴訟上告審判決」ジュリスト一〇六七号二七頁以下・一九九五年)。なおこの訴訟の差戻審判決では、死亡者を含む管理区分四の被害者とじん肺またはその合併症で死亡した管理区分二、三の被害者に二三〇〇万円、管理区分三の被害者に一八〇〇万円、管理区分二の被害者に一二〇〇万円という一審判決を上回る賠償額が認定をした(福岡高判平七・九・八判例時報一五四八号三五頁)。

(一九九六年三月一日校了)